

を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- c 「1 ファンドの運用状況」及び「2 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
 - d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
 - f 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けいる場合には、その旨を記載すること。
 - g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 純資産の推移
半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。
 - (3) 分配の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(30)に準じて記載すること。
 - (4) 収益率の推移
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(31)に準じて記載すること。
 - (5) 設定及び解約の実績
半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。
 - (6) ファンドの経理状況
中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。
 - (7) 中間貸借対照表
当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
 - (8) 中間損益及び剰余金計算書
当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。）を記載すること。
 - (9) 資本の額
半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等の資本の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
 - (10) 事業の内容及び営業の状況
半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。
 - (11) その他
半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - (12) 委託会社等の経理状況
国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する総理府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。
 - (13) 貸借対照表
国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表をも記載すること。

(14) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

ただし、(13)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書をも記載すること。

(15) 利益処分計算書又は損失処理計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。